

会 議 録

会 議 名	第7回小金井市市民協働のあり方等検討委員会
事 務 局	市民部 コミュニティ文化課
開 催 日 時	平成23年6月29日（水）午後6時33分～午後8時27分
開 催 場 所	前原暫定集会施設・B会議室
出 席 委 員	安藤雄太委員長 川合彰副委員長 白井亨委員 吉田孝委員 堀井廣子委員 玉山京子委員 今井啓一郎委員 飯野恭子委員 山路憲夫委員
欠 席 委 員	千葉恵委員
事 務 局 員	1 小金井市市民部コミュニティ文化課 課長 鈴木茂哉 文化推進係主事 岩佐健一郎 文化推進係主事 高野修平 2 小金井市社会福祉協議会 小金井市市民協働支援センター準備室 市民協働推進員 加藤進 市民協働推進員 佐藤宮子
傍 聴 の 可 否	可
傍 聴 者 数	0人
会 議 次 第	(1) 市民活動団体等の活動を充実させるための方策について (2) 協働を推進するための環境整備について (3) (仮称)協働事業における契約のあり方等検討小委員会の設置について (4) その他
会 議 結 果	別紙のとおり
発 言 内 容	別紙のとおり

提出資料	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 第7回検討委員会検討資料(7の1)</li><li>(2) 第6回検討委員会(5月25日)における主な発言要旨(発言順)(7の2)</li><li>(3) 小金井市長による平成23年度施政方針(市報こがねい・6月15日号)(参考資料)(7の3)</li><li>(4) 平成22年度協働推進ワークショップ報告書(参考資料)(7の4)</li></ul>
------	--

## 第7回検討委員会の会議結果

- 1 市民活動団体等の活動を充実させるための方策について
  - (1) 市民活動支援のための財源確保について議論した。
  - (2) 市民活動団体等の支援の方策について議論した。
  - (3) 市民活動団体等の活動を充実させるための方策に関連して（仮称）市民協働支援センターの機能や設置場所等について議論した。
  
- 2 市民協働を推進するための環境整備について
  - (1) 職員及びNPO等の意識改革の方策等について議論した。
  - (2) 行政内部の推進体制について議論した。
  - (3) 条例の整備について議論した。
  - (4) 市民活動団体等のデータベース化、リスト化について議論した。
  - (5) NPO等の人材養成や人材発掘について議論した。
  - (6) 協働事業における契約について議論した。
  
- 3（仮称）協働事業における契約のあり方等検討委員会の設置について  
（仮称）協働事業における契約のあり方等検討委員会を設置することと決定した。

**【安藤委員長】** それでは、始めさせていただきたいと思います。すみません、若干おくれまして申しわけございませんでした。今日は幾つか決めていただくところもございますのでよろしくお願いしたいと思います。それではまず最初に資料の確認をしていただけると、と思いますので、よろしいですか。

**【鈴木課長】** お忙しい中、あり方検討委員会にご参加いただきましてありがとうございます。

それでは、本日の提出資料について、ご確認をさせていただきます。本日の次第4に提出資料の項目がございますので、順番に確認させていただきたいと思います。

まず、(1) 第7回検討委員会検討資料、7の1でございます。(2) が、第6回検討委員会(5月25日)における主な発言要旨(発言順)ということで、7の2。この(1)と(2)につきましては、事前に送付をさせていただいた資料でございます。

続きまして(3) 小金井市長による平成23年度施政方針(市報こがねい・6月15日号)ということで、7の3でございます。こちらにつきましては、市長が就任されて最初の議会、6月議会になりますが、こちらの冒頭演説、今後の市政運営に当たっての方針を打ち出したということで演説をしております。その市報の3ページをお開きいただけますでしょうか。3面、1ページめくっていただいて3ページがございますが、こちらの3ページの冒頭の2行目、『小金井市市民協働のあり方等検討委員会』からは今年度末に答申をいただく予定にもなっております。そうした動きも踏まえ、着実に取り組んでいきたいと考えます」ということで、「市役所改革について」ということの欄で触れてございます。市民協働ということですね、大きく今後の市政運営に当たって大きな施策として掲げているということでございます。今回参考として、お出しさせていただきました。

続きまして(4) 平成22年度協働推進ワークショップ報告書、こちらも参考資料でございます。昨年度から、前回、白井委員のほうからご説明いただきましたけれども、協働推進ワークショップということで3事業について取り組んでまいりました、こちらの報告書ができ上がってまいりましたので、ご参考としてお出しさせていただきましたのでございます。

以上、(4)までのほかに第5回検討委員会、4月22日開催分の会議録の確定版、それと前回、5月25日に開催されました第6回検討委員会の会議録、こちらにつきましては校正をお願いしたいと思っております。ご自分の発言部分をご確認いただきまして、修正等ございましたら7月13日までに、コミュニティ文化課のほうまでご連絡をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

資料の確認については以上でございます。

**【安藤委員長】** ありがとうございます。ということで、過不足あるでしょうか。足りないところというのはよろしいですか。また何かありましたら、お気づきでしたら事務局のほうにお声をかけていただければと思います。

それでは、今日は議題ということで皆様のほうにも次第が行っているかと思いますが、前回の続きになります。こういった活動を充実していくための方策をどうするか、これはもう皆様方、実践されている方がほとんどですので、その視点からご意見いただけるとありがたいなと思います。

あと、前回のときにも少しスケジュールのところでお話ししましたが、この協働事業をやっていくときに、非常に行政との契約を結ぶときの契約の中身がやはり、い

ろいろな課題を持っております。ですのでそういう意味では、今後の小金井がもしかすると契約の内容については新たな仕組みというか、もし変えられたら全国的な最初の市になるんですが、そういうことも含めまして協働の場合にどういう契約がふさわしいのかというようなことを含めた小委員会を設置しますということです、その部分の設置についてのご検討を少しいただくというふうになると思います。

さて、それでは早速、前回の続きになりますので、前回の資料ももしお持ちであればそれを見ながら、また、今日のために送っていただきました検討資料があるかと思しますので、それを見ながら少しご検討いただければと思います。

それでは早速、今日の資料7の1というのがお手元に行っているかと思いますが、資料7の1のところ、「市民活動団体等の活動を充実させるための方策」ということであります。これは前回の議論にもございましたけれども、市民活動支援センター、これもあとで別途協議していただきますが、それと重複する部分も多々あるかと思いますが、当面、大きい視野でもって活動団体が力をつけていく、また新たにつくっていくときの基盤みたいなものをどうするのかという、この部分のところについて少しご意見いただけるといいかなと思います。

また、事務局のほう、すみません。ちょっとこの部分をまず説明いただけるでしょうか。

**【事務局】** 真新しいことはあまりないのでございまして、新しい資料としてはご提出申し上げていないんですけれども、前回の委員会で、この市民活動団体等の活動を充実させるための方策については活発に、特に（１）の補助金・助成金などの財政支援については活発にご議論をいただきました。これはほぼ議論が出たかなと思っておりますけれども、この（２）から（７）くらいまでがまだ時間がなくて十分消化し切れていないなと思っております。（２）の、ここもよろしいですか。（２）というか、環境整備は後ですか。

**【安藤委員長】** ちょっとまだ後で行きたいと思っておりますので。１のところの方策になります。前回のときに皆さんのほうから大変いろいろなご意見をいただきまして、補助金とか助成金とかいう財政支援の部分を含めて、例えば市川市の１％方式とか、税から１％補助金に充てるとか、そんなようなお話もございました。

また、場所の問題なんかにつきましても、少しインキュベーション機能が必要なのではないかというご意見もあったかと思っております。

相談窓口についても、どういう窓口がいいのか、どういう人がいいのかという、その辺のところも、実際に立ち上げていくときとか運営していくときに、運営のときにいろいろと悩みは出てきますので、そういったときにどういう人に相談をしていくのかとか、組織の運営とか会計上の迷いとか、いろいろだと思っておりますが、そういうことも含めて相談窓口というところになるかと思っております。

それで、今日はその下の部分のところあまり触れておりませんでしたので、研修の問題とかITの問題とか、専門家との関係とか、ペーパーによる情報提供とか、そんなようなところがあるかと思いますが、これ以外にも皆様方が実践されている中でこういう部分があると活動団体としては非常に重要でありがたいという、こんなような仕組みがあればその人の意見も含めながらいただければと思います。

前回の部分の補助金、助成金といった財政の部分は振り返っていただいても結構かもしれませんが、いかがでしょうか。その辺を含めて活動の場所の問題というふうになり

ますが、この辺はいかがでしょうか。

【山路委員】 財源の問題でたしか今度の市長さんは、先ほども、税から1%市民活動支援ということを言われていますが、この6月議会で何か少しそれについて突っ込んだやりとりの答弁があったのでしょうか。

【鈴木課長】 本議会については、その件については特に触れられておりませんでした。

【山路委員】 触れてなかった？

【安藤委員長】 税制の1%、条例改正しないとできませんから、結構大変な作業になるかなと思いますが、触れていてほしかったですかね。

【山路委員】 まあ、言った以上はね。

【安藤委員長】 そうですね。まあでも、こちらのほうから逆に提案ということもございますので、一応あえてそういうふうに言ったわけですから、こちらのほうの答申の中にもそういう税制からの1%ということが少し提案されることも十分可能だろうと思うんですね。いや、それだけ税金をまけてくれたほうがいいじゃんというご意見も前回ありましたけれども、そういうような仕組みをどう考えるかということをご意見を伺いたいと思います。

【山路委員】 財源は恒久的にやっぱり考えないと、時々予算の変化というか、ますますこれから自治体財政は厳しくなっていくからね。だから、やっぱりどこかで切り詰めるということになれば、優先順位の問題もありますけれども、やっぱり市民活動に対する助成金が切り詰められる危険性というのは多分にあるものですから、その意味では財源を確保するというのは非常に大事だと思うんですね。ぜひこれは報告書に盛り込む方向で私は検討をしていただきたいと思いますね。

【安藤委員長】 あと、例えば今、税制からということなんでしょうけれども、ちょっと今の時点では到底無理なわけですが、いわゆる何億か基金をつくるというのも一つあるんですが、今の時点ではどの自治体もそれをやるなんていうところは全く皆無ですが、今まで残っていたところの基金はそのまま大事に維持しながらというのはございますけれども、逆にこういった活動に住民が寄附をするという、寄附の文化というのを少し育てなければいけない。これは山路委員が時々言われていたことですが、寄附をするといったときに、その寄附に対して今、各自治体の部分については、NPO法人の部分については寄附税制の分が国会を通りましたから行くんですが、各自治体においてこの寄附に対する、いわゆる税制優遇みたいな、この辺の仕組みというのはちょっとお考えなんですか。それとも、何らかの情報を集められているのでしょうか。

【事務局】 「その他」のところの情報提供で国会の動きを申し上げようと思っただけで、NPO法の改正案が通りました。それから、長い名前なんですけれども、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案、これが可決されました。それから、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案、これのほうは……。

【安藤委員長】 地方税の改正という。

【事務局】 要するに、所得税法と地方税法の関連法律がすべて通ったということですね。

【玉山委員】 地方税法の改正？

【安藤委員長】　　そうです。

【事務局】　　それで今、委員長の問題提起でございますけれども、実は、今も小金井市に条例がありまして、小金井市市税条例という条例がありまして、これは地方税法に基づいて市税条例に、一定の基準を満たした市内の社会福祉法人等に寄附した場合、市民税を税額控除するという規定が今現在あります。小金井市内で20団体くらいの団体に、そのうちの一つの社会福祉協議会もそうなっているんですけども、寄附をした場合に税の軽減が受けられる制度が現在ございます。今回は、認定NPO法人等に寄附した場合、税額控除という制度が新たに新設されまして、例えば10万寄附した場合に2,000円控除して9万8,000掛ける2分の1、だから4万9,000円の税額控除が所得税と住民税で控除されるという制度が国会で通りました。この部分は超党派で通りました。

それで、このための認定の要件として、3,000円以上100人がそのNPO団体に寄附をすれば、広域的な活動をしていると認定するという内容も含まれてございます。この制度を小金井市が活用して条例を制定すれば、小金井市の認定でそういう税額控除を受けられる制度が整備されまして、そういうことを使って、今、委員長がおっしゃった寄附文化を推進するという税制上の規定というのが整いました。

以上です。

【安藤委員長】　　認定という部分がNPO法人になりますので、認定という部分がまだまだ、おそらく広域的な活動をしている団体にとってはプラスなんですけれども、小金井とか、こういう地域でもって小さくやっているところの団体についてはその部分は全く枠組みに入らないというのが一つあるんです。ですからそうすると、やっぱり条例でもってその部分を含めてやるかというのが必要になってくるという、この部分になりますので、ですからどういう仕組みがいいかという、何かその辺のところも少し考えておくといいのかなという感じがするのが一つなんですけど、もう一つ、これはちょっとわからないんですけども、次の活動場所の提供というのもちょっと引がかかるんですけど、玉山さんや堀井さんたちはそれぞれ活動されていますね。

例えばどこかの小金井市の市民のご自宅があいている、もしくはお店が、店舗住宅かもしれないけれどもお店は閉めちゃった、だけどあいていると。でも、それは逆に閉めっ放しにしておくというのは非常にもったいないこともあるので、例えばそれを、こういう活動をされている——絶対に何らかの手続きは必要ですよ——ところに貸す、無論安く家賃は払うというふうにしたときに、行政がバックアップする意味で、例えば、必ずそういうおうち、皆さん方もご自宅を持っていれば当然なんですけど、今、しきりに固定資産の請求が入っているはずですよ。

店舗つき住宅を大方見ていると、大体、高齢になったのでお店がやれなくて閉じていますというところが圧倒的に多数を占めます。無論もうからないからというものもあるんですけど、そうなってくると多分その方たち、店舗ですと、年金といっても国民年金になるんですね。国民年金の収入というのは非常に限られてきていますので、そうすると固定資産税は年金収入は関係ありませんから、そこからボンと持って行かれるわけですから、その分だけ少し、税が優遇されるということと、逆に貸すことによって若干の家賃が入るとなると、そういうところの店舗を含めた、もしくは普通のおうちもそうなんですけど、少し前が出るかなと。

すると皆さん方が活動していこうとしたときに、その部分を利用できるという、何

か、それは幾つかの仕組みが必要になってくるんですが、無条件とは行きませんけれども、そういったときにきちんと行政との協働路線みたいなものがあってそれをお借りしますとか、そういうふうにしていくと、多分住民の方も非常にそういったものが出しやすくなる。いわゆる行政が信用保証になりますから出しやすくなるし、収入も若干入る、税は減免される、活動する人たちは場所が確保されるという、こういう幾つかの部分を考えていったときに、これをやるには多分、行政の単独条例が必要になるんですが、そういったことも含めて少し税制を考えていくということを考えていく。

これはさっき言った資金の提供じゃないけれども、財政的なもう一個の物質的提供になるかと思imasるので、何か、そんな仕組みが考えられるといいのかなと思ってはいるんですが、そんなことも含めて、はい。

【今井委員】 今のお話は、経済課が空き店舗対策をやるんですよ。そっちには税の優遇がなくて、こっちには税の優遇があるとするとバランスが悪くなりますよね。そろえないとあれですよ。

【安藤委員長】 それはなぜかという、そうなんです、経済のほうもやるんですよ。そうすると、おそらく経済のときには普通のお店をやってくださいということで空き店舗対策をやっていますね。だからそこは普通の営業としてやる。ここは「NPOと」という条件、そこが仕組みなんですね。NPOとやるときにというような、協働してやるときにそれは税優遇になりますとか、何かそういう幾つかの、こう。

【今井委員】 ただ、同じお店を持っていて、こっちに貸したら税の優遇があってこっちはないというのは厳しくないですか。

【安藤委員長】 いや、これはもしかしたらNPOにとっては。でも、営業の方たちは……。

【今井委員】 ただね、例えば表通りのすごくいいところで、やはりお店が並んでいなきゃというところですよ、それがはまっちゃってどんどんそれで埋められちゃったら、要は、事務所的な機能ばかりで大事なところにお店がなくなっちゃったりとかいうと、ちょっとそれは違うかな……。

【安藤委員長】 それも大事ですよ。だけど、いろんなことをやっているのを見ると、子育てのところも高齢者のところも、単純なるオフィスじゃなくて営業の窓口みたいなことも、事業をやりながらのオフィスとなるので、だから形的には普通のお店と同じとか、そういう意味では少し、全く閉ざされていい、マンションの一室でいいというのとはまたちょっと店舗の場合は違ってくるかなと思いますね。

いずれにしても、今言ったようなご指摘は、地元商店街の活性化ということもありますから、それはちょっと何らかの、ここへつくらなくちゃいけないけれども、今、税制ということですので、そんなことも含めた仕掛けをつくらないと、このまま「場所が欲しいです」、「何々が欲しいです」というだけだと、きっと進まないかなという感じがしますが。

【今井委員】 家賃補助みたいなものをしてあげたほうがいいんじゃないですか、逆に。借りるNPOならNPOに、例えば10万円のところの家賃補助みたいなものを考えていくほうが。

【安藤委員長】 それも一つです。

【今井委員】 ですよ。

【安藤委員長】 そのとおりです。

【堀井委員】 私どものところは家賃が高いので、安いところに引っ越そうと半年ぐらい前に引っ越したんですけれども、探すのにすごい苦労しました。今、アパートの一室で事務所という感じになっているんですけれども、ほんとうは事務所ということだけじゃなくて、いろんな人が自由に出入りできてたまるような機能のある事務所が欲しいわけです。空き店舗らしいなというところを見て、外から見るぐらいしかできないですから、でもどこも空き店舗ではないんだと、所有者は空き店舗として出しているつもりはないらしいので、なかなか難しいので、そういう仲介に立ってくれるところがあるよという情報を幾つか提示をしていただければすごく助かるだろうと思います。

【安藤委員長】 やっぱり貸すほうも借りるほうも、特に貸すほうは心配なわけですから、そうするとやっぱり……。

【堀井委員】 そうですね、それに事務所ということになると、家賃は高くというふうに設定されますので、その辺含めて、営利じゃないんだからというところも考えていただけるといいなと思います。

【安藤委員長】 そういう意味では、一般の営業とは違った形で少し条件はそれなりに厳しくなるかもしれません。だからやっぱりそういうような形のもの、何らかの形が必要なものに家賃補助というのもあるんですね、高いから家賃補助にという。ただ、家賃補助というのは難しい部分が若干あって、また、さっき山路委員がちょっと言ってくれたように、時の予算状況によって変わってしまうので、そうするとその部分が逼迫するんで、税制があるとある一定のままずっと恒久的に動きますのである程度担保できるというのがありますね。

【事務局】 委員長、あと一つよろしいですか。

【安藤委員長】 はい。

【事務局】 この活動場所の提供というのは、一つは市民協働支援センターですね。それは早く整備していただく必要がありますよという趣旨もあるんですね。当然、市民活動支援センターが整備されれば、その場所というのは無料で活動として開放するわけでございます。ところが、なかなか市民協働支援センターができるまでには年数がかかると思われます。小金井市の現下の状況を考える場合。

そこで、暫定的な措置としても結構でございますので、今、有料施設が実は増えているんですね。ここも有料です。行政使用だからここは無料なんですね。お隣の萌え木ホールも有料です。マロンホールも有料です。今できた駅前のホールはなお有料でございます、当たり前ですが。公会堂のかわりです。

そうすると、暫定的な措置としてでも、センターができる前の措置としてでも、NPO法人等が、自分の事務所が非常に狭隘でございますので、市民協働のための活動、打ち合わせ等をするためには広い会議室が欲しいといった場合に、市の認定によって、協働事業をしていただいているのでこれについては減免するみたいな、そういう方策もないわけではないんです。センターが他市よりおくらしているということの罪滅ぼしというか、代替措置として有料のものを一定の条件を付して無料でそういうNPO法人等には開放するというのもないわけではないと思います。

【安藤委員長】 ありがとうございます。

今言ったようなことも含めて、有料は有料でやむを得ない部分があると思いますね、やっぱり光熱水費を使うわけですから。そういう部分と、今言ったように、センターができたという中の一つになるかもしれませんが、空き店舗みたいな形のものが一つあ

るのと、よく、前回もちよつと出ましたけれども、いわゆる私たちはインキュベーション機能という言い方をしている、NPOが立ち上がる時の3年間なら3年間とか、1年間なら1年間、いいんですけど、検討をする。そのときに、とりあえず事務所というか、事務所機能がないというのが圧倒的にあれになりますから、そういう部分を少し提供しましょうかという、これは多分有料になっていくと思えますけれども、そういうようなインキュベーション機能というのが多分必要になってくるんだろうと思えますが、それが一つの活動場所、センター機能の中の一つととらえてもいいし、さっき言ったように、空き店舗みたいところを少し、もしくは別な場所をそういう形でインキュベーション機能ですということを進めていくというようなことも必要ですね。

これは逆に言うと、地元のいろいろなお店なり企業の皆さん方にご協力いただくとか、例えば杉並だと荻窪の駅前の西武信用金庫さんがそういったインキュベーション機能ですと、NPOに貸し出しますというようなスペースも、上の2階のフロアのところをとってやっているとかありますから、そういう意味では企業の皆さん方にもそんな形で提供していただくとか、何か、そういうことが多分、いろいろな方策を考えないと、今ある行政の仕組みの中だけでやろうとするととても間に合わないかもしれませんので、今言ったようなことも含めながら、少し税制の問題とか、財源上の問題とかあるかもしれませんが、そういうところとか場所を提供していただく方策とか、何か、そういったところが必要になってくるかもしれません。

**【玉山委員】** これは、主に私は子供相手の活動をしているので、ある意味私たちだけかもしれませんけれども、小学生相手にいろいろな事業をやったところで基本的にお金にはならないですので、例外的に多分、よちよちの、ゼロ歳児のお母さんたちは会費をとって居場所をつくるというのはあり得ると思うんですが、冒険遊び場とかは、子供たちがお財布も持たずにやってくるところで、私たちも事業としてなかなか厳しいので、例えば年会費制とかいろいろ考えたんですけども、基本的には都立公園とかを使っているんで、会費を払ってようがいまいがだれでも来るわけです。そこで差別化することも私たちはできなかったんで、ある意味どんなに安価であったとしても、事務所は結構夢のまた夢で、私的にはセンター機能をぜひぜひ頑張っていたきたいと思うのと、さっき今井さんが店舗とおっしゃいましたけれども、冒険遊び場の中では日本中にいろいろな団体があって、多分関西のほうだったと思うんですが、テストケースとして空き店舗を子供たちの居場所にしたんですね。八百屋のおじちゃんが手があいているときに悪たれ坊主の宿題を見たりして、結局親が自分の子供を探しにきたりするうちにすごく活性化したという例はわりと有名で、全国集会とかで私も参加したときに見たことがあります、それはうまくいった例かなとも思うんです。だから、うまく商店街さんと、そういうつながりができてというのも悪くはないんじゃないかなと思いますね。

**【今井委員】** 僕も商店街は生かすべきかなというのは実はメモしていて、その話を聞いてびっくりしていたんですけども、僕は東小金井に住んでいまして、あそこの南口の商店街の大久保マーケットとか、あの辺がしまっていたりとか、いい意味で、しまっていたりするんですね。空き店舗はいっぱいあるので、そこをそもそも事業として若い人に貸してというのもできたらいいんだろうなと思っていたんですけども、今回、協働の話があるとかで、場所の提供ということで、多分商工会の、商店街の方々の関係だったりとか、さっきおっしゃった普通に貸そうと、空き店舗を何か稼がせようとしている動きと何とかガッチャンコして、例えば数を限定してでも構わないと思いますし。

結局、今おっしゃったように人が来ることで、また人を呼んでという相乗効果は絶対あると思うので、あいているよりはだれかが入ったほうが、そこにまた人が集まるという、それは非常にいいなと思ったのと。もう一つすみません、場所に関してなんですけれども、最近何かのニュースで見たんですけれども、回帰船保育所でしたっけ。

【玉山委員】 ああ、農工大のね。

【今井委員】 そう、農工大ですので、大学にも敷地はやっぱりいっぱいあるわけで、そういうところとの連携とか、多分あいている場所なんかいっぱいあると思うんだよね。こんなことを言ったら怒られますけれども、何かそういうところをうまく使えないかなと、ほんとうにそういうのをちょっと考えましたね。

【安藤委員長】 まさに大学は敷地が結構多いですから、何らかの形で使っていけるし、逆にいうと学生さんという1つのマンパワーを巻き込めるという幾つかの利点があるので。大学のほうも、わりあいと地域連携ということの方針を出し始めましたから、そういうことを含めて手を結んでいくという、そこをもう一つの仕組みとして考えたほうがいいかなと。だから、逆にいうと、行政も常にそういうメッセージを発信していかないとだめなので、そういうふうにするべきですが、山路先生とかは結構そういう地域活動とか、大学間協働とかいろいろなのをやり始めましたよね、小平は。

【山路委員】 まあ、やり始めましたが、国立大学は広いですけれども、我が白梅学園大学は狭い、ぎゅうぎゅうなんですよね。子育て広場はちょうど私が、例の国からG Pというお金をとって、それで今でも細々と続いているんです。これはNPOきららという団体がかかわってくれてやったり、学生たちが自主的にやったりしています。

あともう一つは、NPOと大学生との交流の場、これもこの前の日曜日にやったばかりなんですけれども、私が提唱して1年前からやり始めていまして、今、嘉悦大学と武蔵野美術大学と、それから文化女子大と——今年から文化学園大学と名前が変わって、来年度から男女共学になるそうですけれども、それと私どもの白梅と4つの大学と、それからNPOの協議会組織がありまして、その協議会組織が事務局になってくれて、社協もかかわってくれて、そういう出会いの場をつくってくれて、学生たちが自分たちのフィーリングに合ったNPOをそこで選んで、それで夏休みに活動するというところで、いろいろな活動を細々とやってきて、少しくたびれたと思ったら、たまたまNPOのネットワークの人たちが事務局になって一生懸命やってくれたので、さらにまた広げていこうかなと思っているんですが、これもぜひ小金井でやってくださいということ、小金井の社協のボランティアセンターの運営委員会で言っているところなんです。ここは大学はたくさんといっても農工大と……。

【事務局】 学芸大学と。

【山路委員】 あ、学大があるか。

【川合副委員長】 法政大学。

【山路委員】 法政があるか。じゃ、それはいっぱいあるので、隣に亜細亜大学もありますね。

【川合副委員長】 ICUもあるよ。

【山路委員】 亜細亜とICU。

【川合副委員長】 東京経済大学もある。

【玉山委員】 東経大も。

【山路委員】 だから、ぜひ学生の力も活用してもらおうということ。場所は大学によ

りけりですよ。それは提供する大学があればぜひやってもらいたと思いますけどね。

【玉山委員】 冒険遊び場は市内2カ所で、1カ所は学芸大なんです。学芸大の学生さんたちは、来てサポートもしてくださっていますし、いいんですけども、もう5年ぐらいになりますかね、やっぱり卒業していってしまうのが非常に辛いものがあります。

【山路委員】 だから、毎年毎年やればいいですよ。新入生を入れて。

【玉山委員】 そうなんです。もうほんとうに気心知れたところに、これはすばらしい、何年かに1人の逸材だと思うと、実家に沖縄に帰ってしまいますとか、そんなことがあって、全国から来ているので、先生になる人が多くて、やっぱりふるさとに帰っていく人がとても多くてつらいですね。

【山路委員】 あと、ちょっと活動場所の話に戻るんですけども、大学もさることながら、神社とかお寺なんかは私はねらい目だと思っているんですよ。既に神社は幼稚園なんかしているというところもありますけれども、あそこはもともと地域のコミュニティーの場だったわけですからね。

【今井委員】 市民協働支援センターって、箱ものをつくるの。

【山路委員】 それはもう議論のところですよ。

【今井委員】 いやいや、それで、どこかにちょこんと、役所の一角に事務所を構えるというよりも、そこで開放できるスペースがあってとかいう話の雰囲気ですよ、今ね。

【安藤委員長】 なればいなという話であって、それはお金の問題だから、あるやつを使うかというやつですよ。

【今井委員】 お金ができたらつくろうかという話なのか、それともつくるためにお金をつくろうかなのかなとは思いますが、どっちですか。

【事務局】 いや、第4次基本構想の前期基本計画で、市民協働支援センターを整備するというので、前期のうちに整備するということになっています。これはハードの面で整備するということですよ。

【今井委員】 そうですよ。

【安藤委員長】 でも、建物を建てるということは1個も書いてなくて、整備しますから、従来のスペースをどう使うかというのがあれば、もしかしたらお金が降ってわいて出てくれば建てるよ。

【今井委員】 こういうのこそ、JRの高架下とかをやるべきだよ。特に駅の近くに。

【山路委員】 それはいいじゃないですか。

【今井委員】 こういうのを入れてもらえると、おれなんか助かるよね。

【山路委員】 ただ、あれ、結構高いでしょう、高架下は。

【今井委員】 いや、それはもう行政に頑張ってもらってと思いますけどね。

【白井委員】 それを条件に、譲歩のね。

【今井委員】 そうそう。町のためにね。

【白井委員】 みんな喜ぶですよ。

【今井委員】 これこそ高架下だなというのをつくりなさいよ。

【山路委員】 高架下は場所的にはいい。

【白井委員】 いい、いい。これはいいや。

【今井委員】 とりあえず屋根はあるからね。

【山路委員】 小金井はまだ埋まってないの？ 高架下の。

【今井委員】 複雑な事情がいろいろ絡んでいるらしくて。

【山路委員】 利害関係がもろに絡むんですか、これは。

【今井委員】 いや、具体的にそういうのも考えながらいくと、何かどこかあいているところでできるかなというよりも、この辺でどうだということ、結構おもしろくなるんですけどね。まあ、それを考える委員会ではないですよ。

【安藤委員長】 それを考える委員会ではないんだけど、今言ったようなことは、報告書で「例えば」みたいな形に入れちゃうのは十分可能だろうと思います。ありがとうございます。ほんとうに高架下は有効活用できますので、これだけじゃなくても活動する場所の確保としては十分活用できるので、ぜひそれは入れさせていただくと思います。

いろいろな場所の問題ということで、センター機能も触れていただきましたけれども、そういう場所の確保の仕方みたいなところでは幾つかアイデアも出されましたので、そんなのを最終報告書の中で起草していただくということでいきたいと思いますが、とりあえずそこまででよろしいですか。場所の問題、あとはですね。

【玉山委員】 すみません。ちょっと繰り返しになっちゃいますけれども、多分小さな活動をしているNPO法人であれ市民団体であれ、活動の場所があるだけで十分というところが案外多いんじゃないかと。あと例えば行政と協働をしたとしてもしないとしても、自分たちの好きなようにやりたくて、現実、事は回っている。問題は事務所機能だというのが、私は案外かなり多いんじゃないかと思っています。

【安藤委員長】 だから、それは多分センター機能ということになってくるのですが、これはまた別件で議論していただくスケジュールになっていますから、そのところでぜひ深めていただけるといいかなと思います。

あと、(3)以降の相談窓口とか研修というのは、この研修はどちらかという団体に向けた研修みたいな形になりますので、そういったことを含めて、あとITなどの技術支援等々を含めて、この辺のところについてはランダムで結構ですので、こんなふうにしたらいんじゃないかというのを少しいただけるといいかなと思いますが、いかがでしょうか。

【白井委員】 このITなどの技術支援というのは、どういうことを指すんですか。例えばパソコンがただで使えるとか、アドレスを発行してもらえとか、そんなことですよね。

【安藤委員長】 そうですね。それから……。

【玉山委員】 ホームページを……。

【安藤委員長】 そう。ホームページを団体として立ち上げるとか、もしくはセンターに一括して、そういうホームページがあるとすれば、そういったところにきちんと載せられる仕組みとか、そういう情報提供の仕組みみたいなのが。

【玉山委員】 多分各団体にパソコンに精通した人が、IT関連に強い人がいるかいないかでホームページにしているか、ブログにしているかと分かれるような気がします。

【安藤委員長】 ブログもないというのが多分半分はあると思います。

【玉山委員】 そうですか。

【安藤委員長】 はい。

【玉山委員】 そんな気がしますね。

【今井委員】 これは相談窓口の設置というのは、今後、こういう相談窓口が1つあって、そこに行って、こんなことしたいんだけどという取っかかりの窓口があったほうがいいかなという感じのことですよ。

【安藤委員長】 そうです。

【今井委員】 それがあれば一番いいと思うんですけども、それまでの、今現在は特にないじゃないですか。

【安藤委員長】 今現在……。

【今井委員】 今現在は無いと思うんですけども。

【安藤委員長】 準備室がある。

【今井委員】 あ、準備室がある。

【白井委員】 後ろに。

【今井委員】 準備室がどこにあるのかも、おれはよくわからない。何の話かという、自分ではこの課だと思って市役所に相談しに行くことが皆さんあると思うんですよ。そのときに、大体、それはうちの課じゃないから何とか課だとやられるんですけども、それでもいいんだけど、そこで話を聞いてくれた人がその課に1本電話をしてくれて、こういう人がいるんだけどと取り次いでくれると一番いいんだけども、大体は、これは地域安全課じゃねえから経済課へ行ってくれとか何とかっていうのじゃなく、今からでも、内部で電話を1本してくれてというのをやっていってくれれば、こんなにどんとやらなくても、とりあえずはうまくできるのかなと思いますね。

【安藤委員長】 そういう意味では、ワンストップサービスは多分行政方針として今なっていると思うんですけども。

【事務局】 今、今井委員から痛いことを指摘されたんですけども、コミュニティー文化課も、私ども準備室に対する委託契約の仕様書には、相談機能もちゃんと持ちなさいよとなっています。今現在どうなっているかという、明日のボラセンの運営委員会でもご報告を申し上げますんですけども、昨年度1年間で75件の相談を受けました。今年度は今日現在で32件の相談を受けている。

どういう相談が多いかという、例えば市と協働したいけれども何とか仲を取り持ってくれないかとか、市の協働事業に対するやり方に対して非常に不満を持っているということで、幾ら言っても聞く耳を持たないと、何とか仲介してくれないかとか切実な相談があります。その一方、NPOを設立したいけど定款のことをちょっと相談したいとか、いろいろな種々の相談があります。ですから、そういう相談は佐藤さんといろいろやっているわけです。それで必要な課にはきちっと紹介して、我々も行って市の部課長と話し合いをえています。

ここに書いたのは、そういうのは当然センターができたなら、あるいは今の準備室の機能で、そういう日常的な相談はお受けできるんですけども、ここに書いたのは特に税務の専門の相談だとか、それから労務管理の専門の相談だとか、そういうことについては、残念ながら知識がなくてお受けできないもので、この相談機能をセンターで充実させているところは、そういう専門家とか弁護士の先生ときちっと契約を結んで、それをもって市民活動にかかわる法律問題やいろいろな問題を、種々の専門的な相談に応じられるようなセンター機能を充実させているところもあるんです。そういうところもあるべき姿としては必要じゃないのかなと、こういうふうな問題認識なんです。

【玉山委員】 私がお願いしたときは、親切でしたよ、今井さん。

【今井委員】 ああ、そう。

【玉山委員】 それは置いといて。この専門家の派遣とか相談窓口の中にぜひ含めてほしいのは、保険関係のことなんです。ボランティアの保険は結構ややこしくて、通りすがりの子供と冒険遊び場に来ている子がけんかになって大けがをしちゃったみたいなきにどうなるんだろうとか、不特定多数の子が来ているので、非常に保険は、いつも私たちはすごく苦勞して、自分たちであちこち聞きにいて、一番適当なものを掛けているんですけども、その保険も今後は予算的にもちょっと厳しいし、これが普通に自分で公園で遊んでいるときと同じように考えてもらえないだろうかと思って、実はなくしていく方向で考えてはいるところなんですけど。ボランティア保険についてですが。

【山路委員】 社協が詳しいんじゃないですか。ボランティア保険は。

【玉山委員】 すみません。ちょっと社協は敷居が高いんですよ。

【事務局】 それは違います。

【玉山委員】 何か怖いもん。じゃ、今度連れてってください。

【安藤委員長】 社協がやっているボランティア保険もそうなんですけど、その対象にならないのも幾つもあるんですよ。

【玉山委員】 特に私たちの場合は難しいなと思います。

【安藤委員長】 だから、行事保険みたいな形で掛けちゃう場合もありますし、保険会社によって若干違ってくるものですから、だから、そういう意味では窓口で相談を受けたときに、どういう保険がいいのかということのご相談ができるような、これはどこか保険会社のOBになった方にアドバイスをしていただけるような、そういう仕組みも必要になるのかもしれないですね。

【玉山委員】 あるとありがたいです。メンツの決まった大人がリスクを覚悟で保険金を払って参加するようなイベントではないので。ややこしいのと、私ちょっと社協について勉強不足です。すみません。結構、社会協議会はなぞの……。

【安藤委員長】 なぞですか。

【玉山委員】 なぞなんです。私たち一般市民からすると。

【今井委員】 何か集まりが外とかであったときに保険……。

【玉山委員】 いや、冒険遊び場の保険です。

【安藤委員長】 表でやるからね。

【玉山委員】 木から落ちたとか、火でやけどしたとか。過去……。

【今井委員】 単発で掛けるやつですね、そうすると。

【玉山委員】 でも、不特定多数の子が来るので。この子は掛けてきてるとかではないので。

【今井委員】 頭数で掛けるものは何かありますよね。

【安藤委員長】 ありますね。

【今井委員】 一人幾らみたいなのがね。

【玉山委員】 そうですね。でも、雨が降っちゃったりするとなくなっちゃったりとか、だから、年単位で掛けてはいるんですけど。

【安藤委員長】 場合によっては、小金井だけでということになるかどうかはわからないけれども、それは逆にいうと、そういう相談を保険会社さんに言って、オリジナルの保険をつくるというのは可能なんですよ。それで保険金が高くないようにするに

は、例えば小金井と小平とどこどこが一緒になってやりましょうという保険の仕組みをつくるとか、そうなってくると保険金の掛け方が安くなるとか、そういうアドバイス等、そういう仕掛けづくりですね。

【玉山委員】 一例としてですけれども、こういう相談機能はとても大事だと思います。

【安藤委員長】 はい。そのとおりです。特にボランティアのリスクマネジメントとよく言って、けがをしたときには運営団体が責められるんですよ、必ず。子供じゃないんですよ。運営団体が責められるんですね。場合によっては裁判になりますので、裁判になったケースも幾つもあるので。

【玉山委員】 研修とかに行くと、意外と重篤な事故が例として出てくるんですよ。骨折ぐらいまであるそうなので、緊張しますね。

【安藤委員長】 だから、そういうことも含めた、これは多分、次の（４）の市民活動運営に関する研修等の実施というところにも、そういういわゆる漠とした活動をしましょうよというだけではなくて、こういう事故が起きたときにどうするのかという、具体的な研修なんかも本来は運営団体に対してしていただかないといけないので、そういう研修をどんどんやっていくとか。単によくマネジメント研修なんて言ってるけれども、それも大事なんだけど、今言ったような具体的な研修をどうするか。

堀井さん、どうぞ。

【堀井委員】 その４番について、私のところが児童館の委託を受けることになったときに、労務と税務と保険、それらについて外の研修会にお金を出して行ったんです。そういうのが日常的に小金井の中でやれば、とても助かると思うんですね。そこがこれから研修として求められてくるだろうと思います。

確かに保険のことについては、団体としてもっと大きな保険、賠償責任保険に入らなければいけないということもありますので、そこら辺はきっちり教えていただけると助かります。

【玉山委員】 いろいろな親御さんがいますので、今は。

【安藤委員長】 そうですね。川合副委員長のところだって移送サービスをやっていますから、当然事故というのは必ず想定して、今、保険を掛けていますよね。

【川合副委員長】 もちろん入っています。

【安藤委員長】 例えば地域でお年寄りの方に食事を提供するときだって、この時期はなおさらのことですけれども、食中毒といったときに食品衛生法の規制がいろいろありますが、それに合わせながら、事故が起きたときにどうするかというと、お年寄りですから、すぐにいろいろな事故になってしまいます。そういったときに運営団体が責められるんです、すべて。食事をお持ちして行って、今日中に食べてくださいよとどんなに念を押しても、お年寄りの人はまた明日の楽しみに半分残しておいて、これが当たってしまうと。

そうすると、どちらが責任をとるって、本人だっていってもだめなわけですよね。だから、そういうことも含めたリスクマネジメントの研修をきちんとやっていくみたいなことを運営団体は常にやっていかないといけないので、今、堀井さんが言ったように、そういうものが課題として、センター機能の研修の機能として出てこないといけないんだらうなというふうに思います。

いかがですか。今、研修とありましたけれども、そういう研修も、団体運営の研修も、

そういうのも含めて。

ほかには、この項目の中で、これはぜひ考えておいていただきたいというのがありますでしょうか。

**【白井委員】** いいですか。3番の相談窓口のところなんですけれども、例えば、自分たちで何かやろうとしているときに他市との連携とか、そういうのも図れるようなネットワークみたいな、そういう相談機能もあつたらいいなどは、ちょっと今ふっと思いました。小金井は、例えば支援センターができると、小金井の情報は多分ネットワーク化して、ある意味、自由に交流できるようにというのは整えるとは思いますが、外との連携もとれたりすると、よりいい活動ができるんじゃないかな、形になるんじゃないかなと思うんですけど。

**【安藤委員長】** おそらくそういう意味での、何というんですかね、いろいろな分野別に活動をしているさまざまなところがありますから、そういったところと連携をとれるようなということでは、わりあいと玉山さんみたいなところだと、「子育ての何々全国会議」というのをやりますね。

**【玉山委員】** ありますね。

**【安藤委員長】** そうすると、他市と何かやっている。川合副委員長のところのような移送サービスをやっているとしたら、東京全体でも移送サービスの集いがあつたり、いろいろなことがあつたりと幾つもあるので、センター機能はそういうような集まりがあるとか、そういう横のネットワークがあるという情報をきちっとつかんでおいてもらって、その情報をちゃんと発信しておいていただくという、それがないと、だから逆にいうと、そういう情報をどうやって集めておくかと、センター機能自身がそういうネットワークを持っていないと、多分情報提供できませんので、そういうことの仕掛けがやっぱり求められるんだろうと思います、センターは特に。

**【吉田委員】** でも、この間も、センター準備室のほうで他市の調査をされまして、データも出されましたよね。その辺で。

**【事務局】** センターの役割については、次回以降に議論することになっていまして、調査していた限りの資料はお出ししたいと思っています。新たに、実は一、二カ所、今佐藤さんと相談していまして、多摩地区のセンターに視察に行きまして、最新の情報も含めた資料をお出ししたいと相談しています。

**【玉山委員】** あと、すみません。どの部分に入るのか、それとも全部に絡むのかよくわからないんですけども、広報の問題ですね。それも、うちのところが目立ってというんじゃないくて、必要な人に届くように整理された広報というんですか、そういう機能も欠かせないかなと思います。

**【安藤委員長】** それはちょっと、(7)は情報誌という狭い範囲にとどめちゃっていますけれども、今言ったようにもう少し広く情報提供みたいな、何かそこができるかどうか。そうするとペーパーだけじゃないというのが多分出てくるので、今言った、いわゆるインターネットを使った形での発信をどうつくるか。でも、逆にいうとインターネットを使った形でやろうとすると、使えない人はどうするかという反論が必ずありますので、だから、そういう人たちに対しても使えるもので伝わるものをどうするかという、何かそういう幾つかの広報媒体を考えておくことは必要かもしれませんね。インターネットによるものって、ちょっと大がかりになるんですけども、これから小金井は遅咲きでやっていただくんだから、それぐらいは少し手伝っていただかないといけないかな

なんてちょっとと思うんですが、いずれにしても、そういった部分はもうほかの地区が動いていますので、視察してきて、ほんとうに小金井にとっていいのは何なのかと、使い勝手のいいものはどういう、それはちょっと研究する余地はあるのかもしれませんが。

**【事務局】** 市長の了解をいただけたから、今日からでも多分外に出していけるんですけども、今、関連しますので、一部、情報提供で申し上げます。

内閣府の進めている新しい公共の支援事業があります。これは3月の時点でコミュニティー文化課から状況についてご報告いただいたところです。その後具体的に なりまして、東京都に対して全部で87億円くらいなんですけれども、政府の平成22年度の補正予算で認められまして、東京都に5.7億円の基金が造成されました。その中で我々が提案をしまして、今、小金井子育て・子育て支援ネットワーク事業というのを進めようとしています。

実は、7月7日に第1回の準備会を開くのでございますが、子育て団体に集まっていたきまして、市との協働事業でもって、その事業を活用してやりましょうと。その提案の事業の1つの中に、子育て支援サイトの構築をしようという形になっています。あまり詳しいことはあれですけれども、そういうのを準備会でご承認いただければ、そういう形を申請したいなと思っています。それはインターネットによる総合的な子育て情報の提供、かなり幅広い情報を提供するという形の計画をしています。

以上です。

**【安藤委員長】** わかりました。ということで、これは2年間の事業で終わっちゃいますので、その後どうやって続けられるかというのがあるので、それもやっぱり予算上の中でどう続けられるかということと、今言ったように子育てになっちゃいますので、もう少し広い範囲のものをどうやってつくるか、どういうサイトにするかというのが多分求められるんですね。ですから、何かその辺のところを見通した中で、少し大きいサイトづくりをやっていかないといけないかなというふうに思います。これはそんなことを含めて、情報の提供みたいなことで少し中身に触れさせていただくということが必要かもしれないですね。

ちょっとまだいろいろなものが残されているかと思いますが、今日出していただいたようなものが、推進させるための方策として考えられますよというのを、少し例示を含める形で提案していくと。これは後で改めて、中間支援組織の部分の検討が入りますので、それとオーバーラップしながら議論をしていただくという、そこにもやっぱり入ってくることになるかと思っています。そんなことで、いただいたことを起草の中に入れていくことにしたいと思っています。

また、何かあればと思いますが、時間が来ていますので、次の項目のところでもたご意見をいただけるといいかと思っています。

2番目の市民協働を推進するための環境整備というところですが、事務局のほう、この部分のご説明をお願いいたします。

**【事務局】** はい。前回、資料として配布させていただきました小委員会の報告書をごらんいただきたいと思うんですけども。小委員会の報告書のピックアップしたものを、前回、お出しさせていただきました。

**【川合副委員長】** 6の4？

**【事務局】** ええ、6の4でございます。

**【川合副委員長】** 6の4だね。

**【事務局】** ええ。6の4、これが環境整備だけじゃなくて、市の調査を通じて、ヒアリング調査も含めまして、わかったことが実はたくさんあるんです。これが、言うならば、起草作業の材料になるだろうなと思われるので、これ多分、5分の1か、4分の1くらいに報告書を縮減しまして、その該当部分だけをピックアップして、ここに載せさせていただいたんです。

例えば、7ページをお開きいただきたいと思います。7ページ、ヒアリングで、質問で、市民協働を推進するために職員の意識改革はどのように進めているかということで、現状についてと書いてあります。これは、課長職の答弁要旨です。

それから、これは直接意識向上とは関係ないんですが、次の8ページを開きますと、市民協働の推進、市民側に求めたいことは何かということで、結構、忌憚のない意見が、忌憚のないというか、率直な意見が市民活動団体に対して向けられております。

こういうふうな、この報告書の縮減版をごらんいただきますと、結構、環境整備について、市役所はどう考えているか、どこが問題なのか。あと、委員の皆さんはどういうあれなのか。ヒアリングの中で、委員の皆さんが質問されて、答弁されているものがいっぱいありますので、ここが意外と起草作業の大きな材料になるだろうと思っております。以上です。

**【安藤委員長】** 事務局のほうはよろしいですか。

**【事務局】** はい。

**【安藤委員長】** ということで、1つの環境整備ということでは、今言ったように、行政側の人ということで、先ほどは、方策の中では、活動している側の意識の向上が必要ですよと言って、一緒にパートナーを組むところの行政側の人についても、ここの2では、環境整備という中で、少し入れさせていただいて、職員の意識というところで、今、事務局のほうで説明していただいたところでございます。

そういう意識向上ということでは、ある意味では、研修というものを、前回、研修というのは必要ですよということで、これは職員課の研修の中に位置づけられるかどうかという点が、ちょっと出ていたかと思うんですけれども、その辺はどうなんですか。

**【鈴木課長】** 前回、この4月に入った新入職員に対して、今回初めての試みなんですけれども、準備室の加藤市民協働推進員に新入職員に対しての市民協働についての講義をしていただいたということで、ご紹介をさせていただいたんですけれども、これで十分ということでは当然ないわけでありまして、職員課のほうとうまく連携を図って、有効的な職員の協働意識の向上に資する研修を今後実施していきたいと考えているところでございます。

一定、コミュニティ文化課のほうにも、職員研修に係る予算がついておりますので、この委員会の委員の皆様からいただいたご意見等も参考にしながら、今後検討を進めていきたいと考えているところでございます。

**【川合副委員長】** 2番目の市民活動団体側の意識向上ということが、ほんと頭が痛いと思っていますね。ちょっと今私どもは、この前の職員さんにアンケートをやりましたが、私たち自身も、現実にやっている協働事業に関するアンケートを集めようとして、7月末までにとということになってくると思うんですけれども、多分、もっとバラバラになっていると思う。

それから、もう一つ、職員の場合だったら、今おっしゃったように、職員研修という方法があってやれる方法も、ある種、強制的でもやれると思うんです。我々はどうしよ

うかという話ですね。だから、それが頭が痛いなど。

【山路委員】 それは自主的に何かやっていくしかないですね。

【川合副委員長】 そうですね。自主的にやる。そのときに、どういう格好でやれるのか。あるいは、場合によっては、職員さんに研修なさるというのと、多分、ポイントは同じだと思うんです、見方が違うだけでね。そういう意味で協働と一緒にいることができるのか、ないしは、そこからの人たちに援助を得られるのか、何かそんなことの、一緒に何かやるような仕組みみたいなものがあればいいんじゃないかと、進むんじゃないかと。

【山路委員】 なるほど。

【川合副委員長】 どこまで入ってくるかは、それは強制力はないですから、わからないけれども、ちょっとそれを考えないと、僕たち、方法もないんだと。いや、一般論としてね、自主的に何かやろうと。それはすぐわかる。でも、具体的にどうするのかとやってみるとわからなくなるところがあります。ちょっとそんなことも思っています。

【山路委員】 これは第2段階になるかもしれませんが、場合によっては一緒にやってね。

【川合副委員長】 そう、やっぱり一緒に。

【山路委員】 ただ、その前提として、やっぱりある程度、コンセンサスを、例えば市民側で自主的にやって、多少、レベルをそろえて、それで市の職員とかんかんがくがくやるということになると、双方にメリットはあるんじゃないかという気がするんですがね。それができればいいですね。

【白井委員】 何か完全に市民団体側と行政側ということで、当然そうなんですけどね。立場がこっちとこっちで分かれちゃっているような気がしていて、今、おっしゃった、例えば一緒に研修をやるというのもそうですけれども、何か懇親会みたいな、例えば市民団体の人をたくさん集めて、場所どうするんだとか、お金はどうするんだとか、いろいろあると思うんですけれども、逆に行政の、いろいろな現場の人とかもあわせて、何かちょっと名刺交換会みたいなことも含めて交流会というのも、例えば研修をされるんだったら、そういうのもあわせてやるとかになると、もうちょっと、何かいろいろな話が出てくると思うんですね。もしくは、お互いのことをわかり合うというか、何かそういう段階というのも、研修とはちょっと違うかもしれないですけれども、あってもおもしろいんじゃないかなと思いますけれどもね。

【山路委員】 既に行政で、コミュニティ文化課の担当職員の方もそうでしょうし、小平とか国立なんかを見ているだけでもそうだけど、やっぱり市民協働に積極的に出かけて行って、実際、現場にかかわって、行政と一緒に支援できるところは支援していくということをやっている人たちも、やっぱりいるんですね。そういう人たちがだんだん増えてきたような感じがあるんですね。その輪をもうちょっと広げていくということですかね。市の職員の輪を。

【白井委員】 それと、一番は職員の方の、市民団体でもそうなんですけれども、職員の方がNPOに、何日かでもいいので、何か仕事を一緒に体験するみたいな。

【山路委員】 インターンシップ？

【白井委員】 そうですね。インターンシッププログラムみたいな、何かそんなのを設けていってもね。ずっとというのは、多分、職務上、難しいと思うので、また難しいこと言ってるわみたいな顔してますよね。(笑) 何言うんだ、こいつみたいな顔してます

けど。いや、おもしろいと思いますけどね。

【山路委員】 いや、それはおもしろいですね。

【安藤委員長】 幾つかあるんですよ、現実の問題として。各自治体が、東京はあんまり積極的ではないのは重々承知しているんですが、周辺の、例えば千葉県とか埼玉県とか、幾つかの自治体の首長は、年数がちょっとあるんですが、半年間、もしくは1年間、NPOのところにインターンシップで出すというのをやっているんです。なおかつ、そのときの条件、もう1つの条件は、出して、役所に戻ると、戻ったときに、必ず、この協働なり、推進する、NPO推進のセクションに配置することというのが条件つきなんです。ということで、今、結構、全国で、関西のほうから来ている人たちが何人もいるんですけれども、そういうことを行っている自治体もある。

だから、大変だというのはあるかもしれないけれども、逆に言うと、職員にとっては、ものすごい、いい財産にもなっていくというのも、それがずっと後々尾を引いていきますから、非常に重要になってくるんです。だから、インターンシップ制度は、半年、1年、そこまでいってもあれだからといって、3カ月とか。ただ、見学してくるといのは、なかなか難しいですね。物にならないです。

【白井委員】 はい。

【安藤委員長】 私も、幾つか行政の、こうやって職員研修をやっていて、じゃ、どここのNPOのところを見にいこうよといって、1日かけて見に行きますけれども、見ないよりかいえばいいんだけど、あまり物にならない。何かそういう意味では、やっぱり1週間なり1カ月間、できれば3カ月はほしいと思うんですね。

【玉山委員】 でも、職員の方も、ボランティアとかに結構出ている人も多いというんですね、個人的に。例えば薬害防止とか、すごくかたいものを選んでいるかなと思うんですけれども、ただ、私たちからしてみれば、ボランティアをやっているわずかな職員さんをあてにするわけにもいかないの、もうちょっと底上げはぜひお願いしたいと思います。

【安藤委員長】 そういう意味では、ボランティアでというのは、その人の思いだから、どのセクションに行こうと、薬害の問題ではずっとかかわるといのはあるかもしれませんが。やっぱり職員といった、一つの仕組みになっていくとすれば、きちんと、そういった研修というので、職員新入研修のところはどうするか、中堅研修のところはどうするかとか、何かそういう幾つかのランクをきちんと人事課とやっていただいて、必ず、新任研修は受けなければならないとか、中堅研修、インターンシップは、こういう人は受けなければいけないとか、何かそういうようなシステムをつくらないと、結果的に、職員の皆さん方が、私も見て、いろいろなところでかかわっていくと、結果的に何かというと、忙しくて行けないんですというのが答えになってくるので、それだと、やっぱりまずいだろうと。そういう意味では、きちんと行く。インターンシップで出た場合には、必ずその人がインターンシップに出ていた分だけの見返りがきちんと制度的にあるとか、何かそういうふうにしていかないと、職員のほうも、モチベーションが上がらないんですね。何かそういう仕掛けができるといいかなという感じがしますね。

【山路委員】 それはぜひ何か報告書の中でも、そういうニュアンスを。ただ、川合さんが言われたように、市民の側、NPOの側の意識改革をどうしていくのかというのは、やっぱりその両方をやらないとね。

【安藤委員長】 そうです。

【山路委員】 それは組織的になかなか、まさに組織的で、なかなかなりづらいからNPOというところもあるので、それは例えば小平なんかはNPOのネットワーク、協議会ができていまして、市民活動の。そういうところで、ある程度、足並みをそろえられるような組織的な取り組みができないかということを検討できないものでしょうかね。それでないと、なかなか、それぞれのNPOが、それぞれの団体が、例えば研修をやるというのは、なかなか難しい問題ですよ。

【安藤委員長】 そうですね。

【山路委員】 うん、だから……。

【玉山委員】 みんな、多分、自分たちはこれでいいんだと思っていますから。

【山路委員】 まあ、そういうふうに思っているから、ちょっと問題があると思うんですが。

【堀井委員】 市民側での役割の担い手にならなきゃいけないなと思っているのは、今のところ、NPO法人連絡会があるわけですから。

【安藤委員長】 連絡会ですね。

【堀井委員】 協働センターができたときにNPO法人連絡会がどのように関わることかを考えることになりますね。なかなか大変だろうけれど、連絡会が、中心的に担う団体の一つになるだろうと思います。

今は小さくまとまっていて、二ヶ月に一度のペースで会合を持っていますが、今のところ課題を出し合うくらい感じですが、さっき川合さんがおっしゃったように、先日、参加団体で、市から事業を受けているところに調査票を出してもらい、市との協働を進めるにあたっての課題を出したところです。

【玉山委員】 出席率とかはどうなんですか。

【堀井委員】 最近はいいですよ。

【川合副委員長】 多いですね。20名と少しは。

【吉田委員】 一番の問題点ってどういうことなんですか。その連絡会で一番問題点というか。

【堀井委員】 今はこの検討委員会に2人が出ていますから、フィードバックして、検討委員会にどういうふうな形で課題を出していくかということで、各団体の小金井市との協働事業を、洗い出しをすることになってます。

【川合副委員長】 一番大きな共通的なねらいは、やっぱりNPOがこれだけ世の中に、小金井市にあって、活動していますというのを、どういう格好で市民に知らしめて、かつ、利用してもらおうかと。あるいは評価してもらおうかということで苦労しているんですね。そのためには、コミュニティ文化課の協力を得まして、年に一度は研修会とか、催しを行ったり、それがまた浸透しているかどうかというところと、ある程度、いろいろな意味で、アイデアを出しながら人は集まるんだけど、じゃ、ほんとにそれが、普通一般市民だけですかというところと、そこまではいかないなということは、悩みではあるんですね。

そのほかに、共通的に何か今後とも課題があるんですかということに関しては、そこまでは、何かはあるんだけど、突っ込みきれていない。

その意味では、次の課題意識は、私たちは、たまたま、この協働あり方委員会を受けて進もうとしていると。あるいは、場合によったら、今回の提案制度の中で、多分行政からいろいろな提案があったときの、我々が受け皿にならないと動かないだろうという

中で、ほんとうに受け皿たり得るのかとか、今やっている事業の中で、改めてといったときに、一人じゃ受けられないけど、何人かでは協働で受けられるのかとか、そんな母体になっていけば、前進する可能性はものすごくある。

ただ、そのためには、幾つか、先ほどの1番のいろいろな話題がありましたように、足りないことが多すぎる。でも、私も、個人的に考えれば、今、それをやっていて、今、あまり問題意識がない。でも、労務、法務、税務わかってきっちりやっているのかと言われたら、知識は、少しは知っていますぐらいの話で、全くわかっていない世界というのがあって、その意味ではどきっとしています。(笑) 連絡会の現状はそんな感じなんです。

**【吉田委員】** 場所の問題、財政の問題、環境整備と、いろいろと出てくると思うんですね。そういうときに協議会として、連絡会のほうでどう進むかというのは、行政に、あるいは市民に浸透させるとか、そういったことって必要だと思うので。

**【川合副委員長】** はい、そのとおりです。

**【吉田委員】** そこで何ができないか、問題があるのかなという。

**【安藤委員長】** 今現在ですね。

**【吉田委員】** ええ。一番ネックになっているのは何かなというのがね。

**【玉山委員】** 問題意識のなさがネックなんじゃ……。

**【川合副委員長】** そうかもしれませんね。

**【堀井委員】** NPO法人って、それぞれ自分たちがやりたいことというのが、みんな違うんです。

**【川合副委員長】** そういうことですね。

**【堀井委員】** 連絡会はその人たちが集まっているので、まず何をやりたいかから始まるので、それぞれ持っている課題が違うというのが、一番大きいんだと思います。

だからこそ、連携して、新しいことができるのではないかということもあるんだけど、それぞれ自分たちのことで精いっぱいなので、NPO法人連絡会がまとまるということが大変で、始めて五、六年たって、少し参加する団体が増えてきたという感じですよ。ここに来たほうがいいんだと皆さんが思い出したというところまできたのかなと思います。課題と言われても、ちょっと……。

**【安藤委員長】** おそらく、そういう自分たちの思いが、NPOの場合、非常に強いから、ほかのところというのは、まずないのと、財政的にも、人的にも、非常に弱いから。というか、やるので必死というのが1つある。

ただ、逆に言うと、私は、そういった部分を、もうちょっと違う視点から物事を見て、じゃ、ほかの同士でやったらどうですかという、多分、そのアドバイスと、コーディネーションが機能していくと、大分違ってくると思うんです。

これは例えば私が今かかわっている港区なんだけれども、港区でもって、いわゆる水辺の環境問題に取り組んでいる団体がずっとあって、それを少し行政として補助金を出しながら育てていったんですが、もう一方、こっち側では、障害を持った子供たちのグループをずっとやっていて、これを、あるとき、別件でもってくっつけることによって、いわゆるハンディを持った子供たちが、自然の中で、そういう専門を持ったNPOと含めて、どういうふうになれば環境になじんでいくのか、環境問題に関心を持つのか、遊びができるのか、海辺でどうできるのかという関心を持たせ、いろいろなプログラムが広がっていったんですね。だから、おそらく、ここの連絡会の役割、もしくは、そこに

おけるコーディネーターの役割、もしくはセンターの役割というのは、そういうふうに変う活動をしている人たちが、どこかで出会いをつくりながら変う活動に展開できていく。当然、していきますから、そこに、どうしたかということ、じゃ、港区区役所、悪いけど金つけてくれというね。新たな仕組みで協働事業で金つけろという形になっていくわけです。と、またもう一步前進していくという。

だから、何か、そういう出会いという変な言い方だけど、コーディネーションの部分が、多分、連絡会にも必要だし、もっと違った形でのコーディネーションするセンターが多分必要。それが輻輳化させるという。何かその辺のところ、仕掛けなんだろうなというふうに思いますけれども。ぜひそんなのは、連絡会としても、強化していただきたい。

【川合副委員長】 今おっしゃった部分が、やっぱり不足していることは、多分、堀井さんも、僕も一緒だと。その辺は、今回のこういう双方からの協働提案システムなんという仕組みができることが、一つ、引っ張る力になってくれないかなというふうな期待は、もう一つ、しております。

【山路委員】 なるほどね。

【川合副委員長】 はい。

【玉山委員】 そうは言っても、ヒアリングのときから、多分申し上げていたと思うんですけども、興味の無い市民を無理強いさせることは、やはり決してできない話で。

【安藤委員長】 そうです。

【玉山委員】 私は、だからこそ、この1番目の職員の方々の協働意識の向上は、研修では足りないのではないかと。庁内検討委員会ですとか、協働推進委員会みたいなものをきちんとつくっていただいて、これは私たちの業務なんだと。そういう強いものをビシバシと発信してもらって、市民も、あれって思ってくれないとというところが、やっぱり少し残りますね。何となくそういうところを入れたいみたいな。

【安藤委員長】 だから、おそらく、これは、この間、何回か議論になって、どういう形にするかは別としても、いわゆる条例をどうつくるかということにもかかってくるんです。条例の中に、こういった部分をちゃんと入れていくことによって、条例があると、市の職員の人たちは、必ず、条例というのは仕事を進める上で非常に重要な位置になっていますから、そうすると、やっぱり無視できないわけです。それは関心がある、関心ないというんじゃないくて、それは仕事としてやらなければいけないという話になりますから、そういう意味では、全然意識が変わってくる。そうすると、条例の中にどんなふうな文言を入れていくんだ、どんな仕組みにするのかということに、一部かかってくるかなと思いますね。それと、職員研修というのはセットになっていくと、大分違ってくる。その前に、活動している側のほうが、何とかしなくちゃというのはわかりますけれども。

はい、ありがとうございます。大分時間が迫ってきていますので、起草の中に、今いただいたような文言とか、考え方みたいなものを少し織り込みながら、起草の中で文章化していただくという形になるかと思っておりますので、今日いただいたご意見というものを、少しその中で整理させていただいて、また皆さん方に提起してということは、もうちょっと先になりますけれども、起草委員会を立ち上げてからの話になるかと思っております。

【玉山委員】 もう起草委員会のことまで考えなきゃいけないんですね。

【安藤委員長】 もうそろそろ考えないといけないです。

【玉山委員】 だとしたら、この条例化の意見の中に、行動計画や推進計画はぜひ盛り込んでいただきたいと思います。

【安藤委員長】 それは市民活動を推進するための行動計画なんですか。それとも、行政そのものが中長期計画を作成していかなければいけないんですけれども、そっこのほうでとらえるんでしょうか。枠組みをちょっと……。

【玉山委員】 どっちがいいんでしょうね。

【安藤委員長】 普通、行動計画とか推進計画というと、大きくなりますから、いわゆる、ちょっとわかりませんが、自治基本条例あたりのところから、そういったものをどうつくるかという話に、多分なるんだろうと思いますが、ここだけでも、つくれないはないんです。プランニングを。何とかプランニングというふうにしちゃえばいいだけの話ですから。

【玉山委員】 もし協働だけの単体の条例になったとしたら、行動計画は、結構、具体的にになりますよね。

【安藤委員長】 なります。

【玉山委員】 そうか。

【事務局】 1つの参考ですけれども、環境基本条例というのが……。

【安藤委員長】 環境基本条例、はい。

【事務局】 ええ、制定されました。その条文の中に、「環境基本計画を策定するものとする」という条文が入っておりまして、その条文に基づいて、環境基本計画を策定いたしました。行動計画も、策定いたしました。そういうのが、そのまま、条例の中に、そういうのをうたえば、基本計画、行動計画を策定することにするとすれば、これは義務的になりますので、行政はそういうふうにと動くとお思います。

【玉山委員】 ありがとうございます。

【安藤委員長】 ということで、多分、報告の中で、条例化というのは、この何回か議論してきていますから、多分、そういう文言になるんですが、そこにどういうふうに、今言ったようなものが加わるかというね。

【玉山委員】 ぜひ具体的な。

【安藤委員長】 却下されないようにしていかないとだめですが。

【玉山委員】 そうですね。

【安藤委員長】 はい、ありがとうございました。

それで、また、今ご意見いただいたようなものは、今言ったように、起草の中でもって議論していきますが、また当然、起草の中で出てきた文言について、いろいろな形で議論して、つけ加えるなり、何なりという、考え方を是正するなりということは十分できますので、とりあえず、今日までは、いろいろな皆さん方の日常、こういったことで考えている考え方みたいなものをランダムに出していただいたということで、項目ごとに、少しずつご意見をいただけてきましたので、ちょっとそこで、とりあえずとどめておいて、先ほどから少し議論になってきておりまして、実際に、この活動を推進する上では、行政と協働する上での契約というのが非常に大きなテーマになってきて、これは新しい公共事業、推進事業の中にも、考え方の中にも、契約のあり方について、政府も考えるというふうになってきていますので、ちょっとこの部分についてご説明いただけるといいんですが。

【鈴木課長】 はい。ただいま委員長のほうからお話がありましたけれども、協働を

推進するために、従来の委託契約とは異なる協働事業における契約のあり方について、議論、検討が必要であるというお話が、これまで出されてございます。

今日、正式に小委員会の設置についてご議決をいただきたいということでございます。本日のご議決を受けて、事務局のほうで、本委員会の設置要綱の改正等の手続きを進めていくという流れになるかと思えます。今後、小委員会になっていただく委員の方の選任ですとかという手続きに入ってまいります。本日、この時点におきましては、小委員会の設置について、正式にご承認をいただくということでございます。委員長のほうから、お諮りいただければと思えます。

【安藤委員長】 はい、わかりました。一応、今の段階ですと、今日、こういった議論を重ねてきておりますので、やはり課題としては、そういう協働に関する通常の委託契約ではない契約というものをどうつくるかという、これは多分、条例にもかかってくる話になると思えますが、そのための検討をする、いわゆる小委員会を設置することについては、ご異議ないでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【安藤委員長】 じゃ、これをもとにして、次回のときには、設置要綱(案)というのを出していただくということでよろしいですか。

【山路委員】 結構です。

【安藤委員長】 はい。

【事務局】 設置要綱(案)ではなくて、ただいまご議決いただいたわけですから、課長のほうでは、要綱の改正作業に入ります。総務課とそれこそ協働で条文の作業に入るわけです。で、長の決裁を得て決定したものを次回の委員会に提示して、委員の選任という段階になろうと思えます。

【安藤委員長】 それは事前に送っていただけますか、設置要綱案は。

【事務局】 これは初回に、第1回の検討委員会で要綱を……。

【安藤委員長】 改正案。

【事務局】 で、簡単な改正作業なんですけれども、ただ……。

【事務局】 案の段階でですか。

【安藤委員長】 案の段階で。

【事務局】 はい、じゃ、それは。

【事務局】 次回、お出しさせていただきます。

【事務局】 いや、委員長、案の段階でよろしいですか。

【安藤委員長】 案の段階で送っていただけますかという。

【事務局】 それは……。

【安藤委員長】 それは時間的にはきついですか。以上の部分になりますが、じゃ、これは後日、また次回のときにご議論いただくというふうになるかと思えます。

それでは、あと、「その他」というのがあるんですが、その他は、事務局のほうで何かございますか。

【事務局】 じゃ、よろしいですか。本検討委員会の委員さんでいらっしゃいます千葉委員なんですが、ここ数回、欠席が続いておりますが、実は、今年の10月に出産のご予定があるということで、千葉委員ご本人のほうからは、出産後、体調等が落ち着き次第、復帰したいというご意向でございますので、当面の間、欠席をされるということで、委員の皆様のご了承をいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願

たします。

【川合副委員長】 はい、わかりました。

【安藤委員長】 大事なことです。

【事務局】 はい。

【安藤委員長】 はい、どうぞ。

【事務局】 前後して、先ほどちょっと情報提供しようと思って、一たんは述べさせていたんですけれども、6月15日に、特定非営利活動促進法、通称NPO法等の改正が、参議院で可決、成立いたしました。

それから、6月22日に、先ほどの所得税法等の一部を改正する法律、これは幾つかの法律をまとめて改正したんですけれども、それが参議院で可決、成立いたしました。

それから、地方税法等の一部を改正する法律案、これも幾つかの法律が束ねて改正になりました。

で、NPO法等の改正案の主な内容ですけれども、1つは、NPO法人の活動分野に、「観光の振興を図る活動」と「農山漁村及び中山間地域の振興を図る活動」と、今、17項目ありますけれども、2項目が追加されました。それから、認定NPO法人制度の改正の中で、認定NPO法人制度をNPO法の中に盛り込みまして、認定機関を、これまでの国税庁から都道府県・政令指定都市に移管されました。

それから、先ほど、ちょっと難しいところがありますけれども、パブリック・サポート・テスト、通称PSTというのがあるんですけれども、これが免除される仮認定制度が導入されました。いわゆる3,000円以上の寄附が100人以上の寄附があればということで、仮認定をするということです。

それから、インターネットを通じた情報開示を進めるというような対応の内容を持つNPO法の改正が成立しました。

先ほど申しました22日に可決されました所得税法等の一部を改正する法律、それから、地方税法等の一部を改正する法律は、主になるところは、寄附額から2,000円を引いて、2分の1が税額控除されると。その要件として、NPO法の中には、認定NPO法人になりなさいと。今までの認定NPO法人というのは、今、4万幾つ全国であるNPO法人のうち、ほんとうにわずかな百数十団体でしたかね。

【事務局】 そうです。

【事務局】 ごく少数のあれしかできないような極めて厳しい税。これがNPO関係者にとって待望の大改正がなされております。それは、要件が大幅に緩和して、今まで国税庁の審査を受けなきゃいけなかったものが、都道府県の審査を受けて認定すればよろしいという形になりまして、これによって、寄附税制が大いに促進するであろうという、法的な環境が整備されたということでございます。

以上です。

【安藤委員長】 はい、ありがとうございました。

といいながらも、実は我々もこの税制改正、ずっとやってきたんですが、それなりに大きいところは、この優遇税制、非常にいいんです。使い勝手がいいんです。優遇税制も、従来の所得税法上のいうところで、いわゆる確定申告すればという、その金額、そういうものじゃなくて、もっと優遇税制としては、非常に優位に立っています、これは。そういう意味では非常にいいんですが、先ほど言ったように、また小金井の調査をしていただくとおわかりのように、小さいグループは、まずNPO法人すらもとらないとい

うのがいっぱいあるわけです。

もう一個言うと、NPO法人をとっても、そこまでは寄附はとれないという、活動をしていないというのいっぱいあるわけです。そうすると、今回の優遇税制は、多分、とれないところはとれないで、二極分化するという、そのおそれは、我々もちょっと危惧はしているところなんです。

だけど、やっぱり一つの仕組みとして、そういうのをつくりないと前に進まないものですので、今回の税制に関してはある程度、かなり、こんな荒れている国会の中でしたけれども、通したという、無理言って通したという、我々、議員連盟を使いながら動かしていったという、そういう経過がございますので、NPO法人のところは、ぜひ認定NPO法人をとっていただくような宣伝をしていただき、法人格のないところはとうとうよということで働きかけるといふのも、役割だろうと思いますので、そんなようなことで、ぜひご理解いただければと思います。

**【事務局】** 第8回ですけれども、1つは、実は契約のあり方について議論をいただくわけなんです。それで、次回の7月に、この契約の小委員会になる方の選任がなされます。そこの中で、まず、全委員さんに、今、契約で何が問題なのかという資料はお出ししたいと思っております。今、先進的な研究会等で、どんな議論がなされていて、どこが問題になって、どこが明確になっているのかということも含めて、資料をお出ししたいと思っております。

それから、今回は、(仮称)市民協働支援センターのあり方についても議論をしていただくことになっています。そこでは、従来、我々が資料収集したものの資料としてお出ししたいと考えております。

それから、委員長、あれなんです、今日の検討資料の中の2番の(3)と(4)については、ご議論がまだなされていない……。

**【事務局】** (4)の「市民活動団体等一覧の編集とIT化」ということなんですけれども、この前の小委員会でも、複数の課から、やっぱり協働事業をやるときに、どの団体に声をかけたらいいいかわからないという声もございましたし、今、団塊の世代が退職されて、市民活動団体に参加したいという市民の方も多くなっていると思いますので、今、調布とか、小平とか、相模原を見て、他市の市民活動団体の一覧のリストとか、データベースのほうを検討しております。今年度中に、ある程度のものが、基礎的なものができればということで、今、動いているところでございます。

**【川合副委員長】** データ……、3年ほど前に、そちらが主体でヒアリングもかけて調べたんじゃないですか、NPOのデータ。

**【堀井委員】** それはNPO法人だけ。

**【川合副委員長】** だけだったっけ？ あのときは。

**【堀井委員】** ほんとに10か20でしたね。

**【安藤委員長】** そんな程度でしたか。そうなんだ。じゃ、残ってないんだ。あのときも趣旨はそれで、全部のNPO団体に調査票を回して、それをまたヒアリングして、聞いた内容を追加したデータまでを整備したはずなんです。それを公にされなかったのが、ちょっと逆に不満だった面があったんだけど。

**【事務局】** 環境政策課だったり、経済課だったり、いろいろな課が、それぞれ団体の名簿を持っていますので、それを統一した形の、オール小金井の市民活動団体みたいなものを目指してつくっておりますので。

【安藤委員長】 ちょっとその部分の団体一覧とIT化と、その辺の情報誌の発行と、多分、ここは1つの情報発信みたいな、何かそういう形のキーワードでまとめたほうがいいだろうと思います。

ただ、あと、あんまり細かく、ITというか、サイトをつくると、なかなか変更するのがきつくて、うまくいかない部分があるんですけども、一度、多摩の桜ヶ丘前のところに、市が直営で持っているものがありますので、そのサイトを見ていただければ。ほかでもいいんですが、何か聞くんだったらば、多摩市のやつ。

【事務局】 そうですか。

【安藤委員長】 NPOセンターのほうはないですから。多摩市のほうの、桜ヶ丘のほうのところで持っていますので、それを見ると、割合と見やすい。画面だけできますと、見やすい形になっていますので。

【事務局】 そうですか。わかりました。

【安藤委員長】 それをちょっと見てください。

【事務局】 はい。

【安藤委員長】 あと、人材の発掘は、その上の(2)と多分一体です。先ほど言ったように、どうやってNPOを育てるのか、強くするのかという中で、当然、その中に、人材発掘とかが全部入ってくると思います。新たな人材養成をどうするのかとか入ってきますので、その一体の中でお考えいただくか、起草していただくかと思っています。

それから、ここの人材発掘と育成になっているのは、前回、「育成」というのはだめなんじゃないのというお声がありましたので、ここは育成じゃなくて、「発掘と養成」とか、何かそういう形に言葉をかえていただければ。

【事務局】 委員長、玉山委員に指摘されたのは、市民活動団体の育成のための方策ということについて、育成というのはいかがなものかということで、よく事情を聞きますと、はぐくみ育てるかな、何かそういうような意味なんですね。ですから、反省をいたしまして、「活動を充実させるための方策について」というふうに変えさせていただきました。

ただ、この人材発掘、育成というの、やっぱり不適當でございましょうか。

【安藤委員長】 何かここは育成じゃなくて、やっぱり養成だろうと思いますよ。

【事務局】 育成じゃなくて養成ですか。

【安藤委員長】 養成だと思う。

【事務局】 わかりました。

【安藤委員長】 はい。

【玉山委員】 あと1つ質問があります。市民活動団体の中で、私の知っている、ほんとうにちっちゃい子供を抱えたお母さんたちのサークルのようなものが、実は市内にとっても多くて、できたり、消えたり、できたり、消えたりしていますけれども、そういうのは加わらないと考えるんですか。

【安藤委員長】 加わるんですよ。

【玉山委員】 加わるんですか。

【安藤委員長】 はい。

【玉山委員】 多分、NPO法人化なんて考えてもいないと思うし、でも、市民団体という意識もないけど、でも、ちゃんとした集まりに、1年とか2年とかは継続してい

るというのも入っていくんですか。

【安藤委員長】 入っていくんです。

【玉山委員】 わかりました。

【安藤委員長】 基本的には、3人以上のチームをつくれれば、それは一つの組織なんです。ただ、それが規則が、規定があって、がっちりしたものなのか、もっと緩やかなのかは別問題です。でも、一つの組織なんです。

法に照らして見ていったときに、NPO法に沿った形できちんと充足されているかどうかということで、認証を受けているかどうかとなると、NPO法人となるだけであって、NPOという概念の中には、全部それは含まれるんです。

【玉山委員】 なるほど。じゃ、例えば公民館を借りるときに、カードとかをつくるんですけれども、みんな、そういう人たちも含めて、団体だよということで考えればいいんですね。

【安藤委員長】 そうです。はい。非常に勘違いされて、あちこち行って講演したりすると、学習したりするとそうなんです、NPOというと、NPO法人だけと言っている人がいるんです。それは決して正しくはなくて、十何年前のときはそうなんですけど、NPOといったときには、今言ったような小さなグループ、法律は10人というふうにしているだけであって、5人でも3人でも、2人はちょっと組織とは言にくいので、3人以上だったら一つの組織というふうに見なして活動していく。

【玉山委員】 結構、いい動きをしている小さい団体もたくさんあるので。わかりました、ありがとうございます。

【白井委員】 似たような話なんですけれども、これは多分、違うかもしれないですけども、今、小金井で、ミクシィというメディアを通じてコミュニティーをつくっているんですね。コミュニティーというのは何かというと、単に飲み会をしているだけなんですけれども、ただ、20代、40代、中には50代の方もたまにいらっしゃるんですけども、そこで交流をして、友達をつくって、現に1年間やっていて、5組ぐらいカップルができたとか、コミュニティーをつくるというか、交流を図るというのが、どちらかという目的でやっているんですけども、それって幹事的にやっているのは5人ぐらいいるんですけども、それも一応、NPOに当てはまるんですか。

【安藤委員長】 当てはまります。

【玉山委員】 それはみんな市民？

【白井委員】 大体市民ですね。

【玉山委員】 そうですか。

【安藤委員長】 概念的には、NPOの中に入っちゃうんです。もう一個、多分、今度、ここの議論にもなりますけれども、もう一個、協働していくといったときに、NPOの中で何が求められるかということ、そこに社会公益性みたいなのが概念入るかどうかですね。でないと、仲よしクラブになっちゃうだけですから、概念上は仲よしクラブも一つのNPOなんです。だけど、そこに公益性という概念が活動の目的の中にきちんと入っているかどうかです。

【玉山委員】 どんな種類であれ、じゃ、白井さんのお仲間が、全員でどこかで何かをしていると組織となる。

【安藤委員長】 そのとおりです。だから、いわゆるNPOというのは組織ですから、飲み会でいいよと言って、飲み会に来て、その場で解散しちゃったら、これは組織じゃ

ないわけです。いわゆる組織というのは何かというと、その活動を継続させるということが、一つの大きな目的にある。だから、組織をつくるわけですね。継続させるつもりがなければ、組織である必要性はないわけです。だから、今日は飲み会だぞと、いつとき集まるけどすぐ解散しちゃう。これは組織じゃない。

【堀井委員】 それで、そういう組織が協働の担い手になるときに、法人格が必要だというふうにお考えになりますか。

【安藤委員長】 だから、それで契約というのが一つ必要なんです。今のままでいくと、契約には、できなくはないんです。民法上の契約は十分成り立つんです。だけど、行政の場合に、いわゆる任意団体でやると、どうやっても行政と個人との契約なんです、任意団体は。

【堀井委員】 町会なんかは、どういう契約なんでしょうか。

【安藤委員長】 これはみなし法人ということですね。法人として。

【堀井委員】 みなし法人？

【安藤委員長】 みなし法人。厳密にいけば個人です。町会長と単独契約という。だから、そういう意味でいくと、やっぱり法人格という人格を持った組織というのが必要になってくる、契約上は。でも、そんなことばかり言っていたら、協働には成り立ちませんから、そうすると、契約というものは、どういう仕組みでつくるかというのがやっぱり必要になってくる。そのときの、いろいろなお金の出入りについても、いろいろな制約が入りますから、その部分を協働だったらどういう協働のために、どういうお金の使い方だったら、出し方がいいかというのが。

【玉山委員】 何となく私の理解では、お金が絡んできたら、やっぱり法人であるべきだという認識が少しあるんですけども。

【安藤委員長】 そのとおりです。だって、個人で責任とれるかと言われたときに、とれないとなったとき、組織としてとるかというふうになる。それで、組織がどうしても必要になるというのは、一般社会通念上です。だから、企業だって同じですよ。契約するとき……。

【堀井委員】 補助金などは法人じゃなくても出しますよね。

【安藤委員長】 出しますよ。

【堀井委員】 補助金をもらって協働という形をとっているという理解もあるので。

【安藤委員長】 あります、それもあります。

【堀井委員】 そこら辺については、どういうふうに整理されるのでしょうか。

【安藤委員長】 だから、それで協働の契約といったときに、出し方が、補助金で出す、いわゆる補助金というか、助成金という補助金的一种ですけども、という形で出すか、委託という形で出すかは、これはこれから詰めなければいけないです。それぞれの形態によりますから。

だけど、そのときの契約は、従来の委託契約というふうにやりますと、やっぱり下請化になっていくだけの話ですから、それをどう避けられるかというので、ここに今、契約のあり方というのが、そこでどう精査するかです。

【玉山委員】 不思議なんですよね。例えば行政との協働というときに、金銭が絡むと、やっぱり法人でないと難しいという印象が私にはあるんですけども、例えば全然違うところからもらう助成金は、法人格が不要なことも多い。

【安藤委員長】 助成金だからですよ。

【玉山委員】 ですよ。

【安藤委員長】 お金を一方的にあげますと言っているだけです。

【玉山委員】 そういうことなんですね。

【安藤委員長】 そういうことですよ。委託ということで、契約を交わして、何かをやりますという、いわゆる民法上で言うところの関係ではないからですよ。

【玉山委員】 そういうことなんですね。

【安藤委員長】 そういうことなんです。法的位置が要らないからです。

ただ、不正に使ったら、返してくださいと、それは当然出てきます。だから、そういう意味で、今の契約行為というのは、非常に市民側にとっては不利に扱われている。だから、さっきちょっと言ったけど、それをもし変えられたら、一部、神奈川とか、いろいろなところで、私、こういうことにかかわっているんだけど、委託契約は委託契約なんだけど、その中で、協働の部分はちょっと別格ですみたいな形で持ってきているわけです。だから、それを正式な形で条例に載せられたら、これは小金井は日本最初の仕掛けですよ。

それが、多分、3カ所、3つぐらいの行政自治体がやってくれたら、多分、特区でいっちゃうと思うんです。特区でいっちゃうし、多分、地方自治法を改正せざるを得なくなっちゃうでしょうね、勢いとしては。

【玉山委員】 議会ですよ。

【安藤委員長】 そうです、議会です、どうやってやるか。

【玉山委員】 議会ですよ、問題は。

【安藤委員長】 はい。じゃ、事務局のほう、すみません、先ほどの3番、4番目と言ったんだけど、ここは先ほどちょっと1のところでも議論していただきましたので、含めるといふことでよろしいですか。

【事務局】 ええ、わかりました。

【安藤委員長】 それで、起草のところで、きちんと文章化したやつを表に出してくる、そこでまた議論するといふことでよろしいですか。

【事務局】 はい。

【安藤委員長】 それじゃ、今日の議題のところはいいんですが、すみません、今、言っていて、私、ふとよみがえったんだけど、起草は事務局がやるんですよ。だっけ？

【事務局】 いやいや。

【安藤委員長】 それは分担するって言ったんだっけ？

【山路委員】 起草委員会の中で。

【事務局】 それは起草委員会のお考えです。

【安藤委員長】 ああ、起草委員会がやるの。

【事務局】 いや、わかりません。ご指示でございます。

【安藤委員長】 はい、わかりました。起草委員会の判断によると。

【事務局】 そういうことですね。

【安藤委員長】 わかりました。

【山路委員】 事務局一任とするわけにはいかないでしょう。

【安藤委員長】 ちょっとそのことがないと、ちょっとね。起草委員と言われた人はどきっとするんですよ。わかりました。じゃ、そこは起草委員会の総意によって決めると。はい、わかりました。それでは、どうしましょう、次回の8回目の会議は……。

【事務局】 次回は、7月20日。  
【安藤委員長】 7月の20日。午前中って言いましたよね。  
【事務局】 午前中、はい、10時から。  
【安藤委員長】 10時から。場所はここよろしいですか。  
【事務局】 場所は、隣の萌え木ホールの3階です。萌え木ホールのA会議室です。  
【安藤委員長】 はい、わかりました。  
【山路委員】 萌え木ホール？  
【事務局】 はい、また通知を送らせていただきますので。  
【安藤委員長】 はい、わかりました。9回目はどうします？  
【事務局】 9回目は、次回の委員会の後に。  
【安藤委員長】 で大丈夫ですか。  
【事務局】 小委員会をはさんで、8月、9月とありまして、次の次の全体会が9月なんですわね。  
【安藤委員長】 そうですね。  
【事務局】 どうしましょう、決めておきますか。  
【安藤委員長】 決めておきますか、9月。やっておいたほうがいいでしょうね、9月。  
【山路委員】 はい。  
【安藤委員長】 はい。じゃ、9月のどの辺だったらいいですか、事務局は。そろそろ議会が入ってくる。  
【事務局】 この前の今後の進め方についての中で、第8回は7月に開催するわけですが、そこで参考人の招致を決定していただいて、小委員長の選任、小委員会をずっとやりますね。これはこの後、小委員会を、第2回、第3回を8月に2回、第4回小委員会を9月に開催しまして、第9回の9月の検討委員会では、契約等の小委員会の報告書が提出されることになっておりまして、その報告書についてご議論いただいて、全体の委員会の了解を得るという状態になっております。したがって、9月の後半……。  
【安藤委員長】 がいい？  
【事務局】 でないと、難しいです。  
【安藤委員長】 はい、わかりました。  
【事務局】 まとめる作業も必要ですし、9月の後半、ギリギリの後半のほうがありがたいです。  
【安藤委員長】 はい。8回は午前中やりますから、9回は夜ということよろしいでしょうか。夜の時間帯。白井委員は大丈夫ですか、夜。  
【白井委員】 大丈夫ですよ。  
【安藤委員長】 かなり早めに決めておけば。  
【白井委員】 はい。もう今決めていけば全然。  
【安藤委員長】 はい、わかりました。じゃ、9月の後半ということでもいいと思いますが、9月の26日の週の夜ということで見ただけのいいんですが。  
【白井委員】 そのほうがいいですね。  
【堀井委員】 いない委員がいらっしゃる……。  
【安藤委員長】 はい？

【堀井委員】 いない委員がいらっしゃるから、どうなるか。

【山路委員】 まあ、いないから、勝手に決めよう。

【安藤委員長】 ちょっと候補を上げて、後でお伝えいただいて。

【山路委員】 後ですり合わせて。

【安藤委員長】 はい。

【安藤委員長】 26日の月曜日というのはいかがでしょう。ご都合の悪い方。

【川合副委員長】 私はだめです。はい。

【安藤委員長】 はい、27日の火曜日というのはいかがですか。これは可能性が。

【玉山委員】 大丈夫です。

【安藤委員長】 だめ？

【玉山委員】 いえ。

【安藤委員長】 はい。じゃ、火曜日か水曜日かというところです。じゃ、27日の6時半ということでよろしいですか。

【白井委員】 はい。

【安藤委員長】 火曜日。

【安藤委員長】 はい。じゃ、これでいいですか。

【事務局】 はい。

【安藤委員長】 連絡事項はよろしいですか。

【事務局】 はい。

【安藤委員長】 ほかの方で、何か連絡事項ございませんか。はい、じゃ、これで終わりにしたいと思います。どうもお疲れさまでした。

【事務局】 ありがとうございます。

— 了 —